ATMカードローン取引規定

足利信用保証株式会社の保証に基づき、株式会社足利銀行(以下 定利信用体証体式会在の体証に基づる、株式会在定利銀行(以下「信当行」という。)とATMカードローンの契約を締結した者(以下「借主」という。)が行うATMカードローン取引は、「ATMカードローン取引規定」(以下「本規定」という。)の定めによります。 第1条(借主との契約の成立)

- 17年(由王との契約の成立) 1.この取引の契約(以下「基本契約」という。)は、当行があらかじめ ATMカードローン取引をすることを適正と認めた借主が、当行 が指定する借主名義の預金口座(以下「預金口座」という。)の キャッシュカードを利用して当行所でのオンライン現金自動預払 機(以下「ATM」という。)によりATMカードローンを申込み、か つ当行が申込本人と確認したときに成立するものとします。 2 米却やは、世末契約のカベンとかます。
- 2.本規定は、基本契約の内容となります。 3.基本契約は、当行本支店のうちいずれか一店のみで一人一口 に限り締結できるものとします。

第2条(取引方法)

- 1-基本契約に基づく取引(以下「この取引」という)は当座貸越取引であり、第6条、第7条、第10条、及び第11条に定める方法で その取引を行います。 この取引は、小切手・手形の振出し、又は引受け、もしくは公共
- 2.この取引は、小切手・手形の振出し、又は引受け、もしくは公共料金等の自動支払いを行いません。
 3.この取引に使用する当行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由のある場合は、この取引を一時的に中止する場合があります。また、当行に故意又は重大な過失がない場合には、当行は免責されるものとします。
 4.この取引における取引印は、預金口座の届出印と同一とし、預金口座の届出印が変更された場合は、この取引における取引印も当然に変更されるものとします。
 52.4月間間に知る。

- 第3条(利用限度額)

 1. 基本契約の利用限度額は、ATMにて契約の際に発行される「A
 TMご利用明細票」の記載金額とします。借主は、利用限度額の 範囲内で繰り返しこの取引による借入ができるものとします。

 2. 当行は、前項にかかわらずこの取引の利用限度額を減額又は 増額できるものとします。この場合、当行は変更後の利用限度 類及び変更日を進まれる場別、ます

 - 電放び変更日を借主に通知します。 .当行がやむを得ないものと認めて利用限度額を超えて当座貸越を行った場合にも本規定が適用されるものとし、借主は、当行からの請求があり次第直ちに極度額超過金額を返済するものと

- 64条(契約期限等) 1.借主は、基本契約成立の日の1年後の応当日が属する月の月末 日(銀行休業日の場合は翌営業日)までの期間、新たな借入れを 行うことができるものとします。ただし、期間満了日の前日までに 当事者の一方から期限延長しない旨の意思表示がない場合に は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。 2.借主は、当行が前条及び前項の審査等のための資料の提供又 は報告を請求したときは、直ちにこれに応じるものとします。なお、 財産・収入等について重大な変化が生じたとき、又は生じるおそ れのあるときは、借主は、当行から請求がなくても遅延なく報告 するものとします。
- れのあるとさば、借主は、当行から請求がなくても達姓なく報告 するものとします。 3.期間満了日の前日までに当事者の一方から期限延長をしない旨 の申出がなされた場合は次によることとします。 (1) 期間満了日の翌日以降、借主は新たな借入ればできないも
 - のとします。 (2) 当座貸越元金・貸越利息・遅延損害金等(以下「貸越元利金
- (2) 当座資越元金・資越利息・埋地損害金等(以下) 資越元利金等」という。)は、本規定の各条項に従い返済し、貸越元利金等が完済された日に基本契約は当然に終了するものとします。 (3) 期間満了日に貸越元利金等がない場合は、期間満了日の翌日に基本契約は当然に終了するものとします。

第5条(満69歳以降の取り扱い) 前条第1項にかかわらず、満69歳の誕生日以降最初に到来する 期間満了日を最終取引期限とし、以後の期限延長は行わないもの とします。なお、満69歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日 (最終取引期限)を経過した場合は、前条第3項各号を準用します。

第6条(借入方法)

- 36条(借入万法)
 この取引による借入れは、以下の方法によるものとします。
 1.借主が、預金口座のキャッシュカード及びATMを使用して、この取引の当座貸越口座から出金する方法。
 2.借主が、当行所定の払戻請求書に自署及び届出印を押印のうえ当行に提出し、預金口座に借入金を入金するよう当行に依頼する方法。ただし、当行が認めた場合に限るものとします。
 2.その始出行が認めた場合に限るものとします。

3.その他当行が認めた方法。

- 第7条(自動融資) 37条(自動融資)
 1.預金口座が、当行所定の口座振替契約による出金のため資金 不足となった場合は、当行は利用限度額の範囲内でその不足 相当額を当座貸越として自動的に融資し、預金口座へ振替入金 するものとします。ただし、預金口座の資金不足が第9条による 約定返済の場合を除きます。
 2. 前項の自動融資は、預金口座に総合口座取引規定に基づく当 座貸越契約がある場合には、その当座貸越契約の利用限度額 を超えた金額について行うものとします。
 86条(貸排利1案等)

- 第8条(貸越利率等) 1.この取引の貸越利率は、当行所定の利率(保証会社の保証料
- 1. この取引の負色利率は、コイガルとの利率(水証公社の水証件 相当額を含む年率。以下「貸越利率」という。)とします。 2. 貸越利息は、付利単位を100円とし、前回利息徴収日から利息 徴収日前日までの利息を当行所定の利率、方法により計算し、 毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)に当座貸越元金に組 み入れるものとします。 3.本契約による債務を履行しなかった場合の遅延損害金の割合
- は、年19.8%(年365日の日割計算)とします。 4.金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当行は、貸
- 越利率及び遅延損害金の割合を変更することができます。この 場合、変更の内容は当行の本支店やホームページ等に掲示す
- 場合、及交が引行は当日の本文店でからない。 もものとし、借主への通知は不要とします。 5.当行は、貸越利率を当行所定の基準及び方法により優遇することができます。この場合、当行はいつでもその優遇利率の変更 又は中止をすることができるものとします。

第9条約定返済額) 1.借主は、毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日) (以下「約定 返済日」という。)に前月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)における約定返済直後の当座貸越残高(ただし延滞元金を除く)に 応じて次の約定返済額を返済するものとします。

前月5日現在の貸越残高	毎月の約定返済額
1万円未満の場合	前月5日現在の貸越残高、 及び返済日前日までの利息
1万円以上50万円以内の場合	10,000円
50万円超の場合	20,000円

- 2.前項にかかわらず、約定返済日における当座貸越残高と貸越利 息の合計額が前項に定める毎月の約定返済額に満たない場合は、 その合計額を約定返済額とします。
- 3.約定返済が遅延している場合、借主は新たな借入れはできないも

第10条(約定返済の自動支払)

- 1.前条による約定返済は、自動引落しの方法によるものとします。 借主は、約定返済日までに預金口座に約定返済相当額以上の 金額を入金するものとし、当行は、約定返済日に、普通預金・総 合口座通帳、同払戻請求書によらず引落しのうえ、返済にあて るものとします。
- るものとしょう。 2.借主の預金口座への入金が遅延した場合には、当行は、入金後 いつでも前項の取扱いができるものとします。
- 3.約定返済日時点で、預金口座の残高が約定返済の額に満たない場合には、当行は約定返済の一部にあてる取扱いはせず、預 金口座からの引落としは行わないものとします。

第11条(任意返済)

- う。)に充当し返済することができます。ただし、証券類は当座貸 越口座へ直接入金できないものとします。
- 2.借主は、前項の任意返済を、預金口座のキャッシュカードを使用 してATMにより行います。この場合、当座貸越口座への入金額 が貸越残高を超える場合は、その超過金額を預金口座に自動 入金するものとします。
- 3.借主は、前項に定めるほか、当行の本支店窓口において任意返済を行うこともできます。ただし、当行が認めた場合に限るものと 1.ます.

- します。 第12条(期限前の全額支払義務) 1.借主は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行からの 通知催告等がなくても、この取引による一切の債務について当 然に期限の利益を失い、直ちに貸越元利金等の全額を支払う
 - (1) 約定返済を遅延し、翌々月の約定返済日にいたっても返済し なかったとき。
 - (2) 保証会社から保証の中止又は解約の申し出があったとき。 (3) 支払の停止、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立
 - てがあったとき。
 - (4) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受け
 - たとき。 (5) 預金その他当行に対する債権について、仮差押、保全差押
 - 又は差押の命令、通知が発送されたとき。 (6) 借主が行方不明となり、当行から借主に宛てた通知が届出
- (6) 借主が行方不明となり、当行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しななったとき。
 (7) 借主に相続の開始があったとき。
 2. 借主は、次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行からの請求により、この取引による貸越元利金等の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金等全額を支払うものとします。
 (1) 当行に対する債務の一つにでも遊済が遅れているとき。
 (2) 当行との取引約定の一つにでも違反したとき。
 (3) 借主が振り出した手形の不渡りがあり、又は信主が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき。
 (4) この取引に関し当行に虚偽の資料提出又は報告をしたとき。
 (5) 借主が、暴力団員等もしくは第24条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 (6) 前各号のほか当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとと客観的に認められるとき。
- じたと客観的に認められるとき。 3.借主が住所変更の届出を怠り、又は当行からの通知を受領しな 旧上が正別及支が届出をあり、又は当りかりの温がを支属しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着し 又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益
- が失われたものとします。 4、第2項第5号に規定する事由のいずれかが発生し期限の利益を 失ったことにより、借主に損害が生じた場合にも、借主は、当行に なんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、借主 がその責任を負います。

第13条(貸越の中止)

- 1.借主は、前条によりこの取引による貸越元利金等の全額につい て期限の利益を失った場合は、新たな借入れはできないものと
- 2.前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由があ る場合は、当行はいつでも借主の新たな借入れを中止することができるものとします。

- 第14条(解約等) 1.借主は、この取引を解約する場合、当行所定の解約依頼書に自 署及び預金口座の届出印を押印のうえ当行に提出すると同時 に、直ちにこの取引による貸越元利金等全額を返済するものと
 - 2.借主に第12条第1項又は第2項各号のいずれか-た場合は、当行はいつでもこの取引を解約することができるものとし、この場合、借主は直ちにこの取引による貸越元利金等全 額を返済するものとします
 - 3.第4条により基本契約が終了した場合、当行はこの取引を解約

- 第15条(当行による相殺、払戻充当) 1.この契約に基づく債務を履行しなければならない場合には、当 行は、貸越元利金等と借主の預金その他借主の当行に対する 債権とも、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺 することができるものとします。
 - 2.前項の相殺ができる場合には、当行は借主に代わり預金等の 払戻しを受け、借主の債務の弁済に充当することもできます。こ の場合には、当行は充当した結果を書面により借主に通知しま
- 3.第1項による相殺又は第2項による払戻充当を行う場合において、債権債務の利息及び遅延損害金の計算は、その期間を計 算実行の日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとしま

第16条(借主からの相殺)

- 1. 借主は、弁済期にある借主の預金その他借主の当行に対する 債権とこの契約に基づく債務とを、その債務の期限が未到来で あっても相殺することができるものとします。
- のつくも怕板することかでさるものとします。 2. 前項により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに当行に提出するものとします。 3. 第1項による相殺を行う場合における債権債務の利息及び遅
- 延損害金の計算は、その期間を相殺通知の到達の日までとし、 利率、料率は当行の定めによるものとします。

第17条(債務の返済等にあてる順序)

- 1.この債務の返済もしくは第15条より相殺又は払戻充当する場 1.この債務の返済もしくは事15余より伯教又は私庆尤当9る場合において、当行に対する債務全額を消滅させるに足りないと きは、当行が適当と認める順序方法により充当することができ、 借主はその充当に対して異議を述べないものとします。 2.前条により相殺する場合において、当行に対する債務全額を消

- 2. 前条により相殺する場合において、当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は、当行に対する書面をもって指定する順序方法により充当することができます。
 3. 借主が前項による指定をしなかったときは、当行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べることはできないものとします。
 4. 第2項の指定により当行の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形又は割り電子、 記録債権の決済見込みなどを考慮して、当行の指定する順序 方法により充当の変更をすることができます。 5.第3項及び第4項によって当行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、当行は、

- 限末到来の債務については期限が到来にためのとして、ヨ行は、 その順序方法を指定することができるものとします。 第18条(危険負担、免責条項等) 1. 借主が当行に対して差入れた契約書等が、事変、災害、輸送途 中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷、消去 又は延着した場合には、借主は、当行の帳簿(伝票等の記録に 基づいて債務を返済するものとします。また、借主は、当行から まな過去り出る。 請求を受けた場合には直ちに代わりの契約書等を差し入れるも
- 明水を入りた場合には自分にはかりたます。全の化ります。 2.この取引において、当行所定の払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を、預金口座について届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱った場合は、それらの書類、印章等について偽造、変造、盗用その他の事故が あっても、そのために生じた損害について当行は責任を負わない ものとします。
- 3.第1項又は第2項において生じた損害又は費用については、当 行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担としま
- 4.当行が借主に対する権利の行使等に要した費用、及び借主が 自らの権利を保全するために当行に協力を依頼した場合に要した費用は、借主の負担とします。

- 第19条(成年後見人等の届出) 1.借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出るも のとします
- 2.借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見
- 2.信主又はその代理人は、家庭裁判所の番判により、仕意後見 監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名そ の他必要な事項を書面によって当行に届け出るものとします。 3.借主又はその代理人は、既に補助・保佐・後見開始の審判を受 けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場 合にも、当行に対して第1項及び第2項と同様に届け出るものと します。
- 4.借主又はその代理人は、第1項から第3項の各項の届出内容に 変更又は取消が生じた場合も、当行に対して同様に届け出るも
- のとします。 5.第1項から第3項の各項の当行に対する届出の前に生じた損害 は、借主の負担とします。

第20条(届出事項の変更)

- 1.借主は、氏名、住所その他当行に届け出た事項に変更があった ときは、直ちに当行に対し書面により届け出るものとします。
- 2. 借主が、前項の届出を怠り、又は当行からの通知を受領しない など借主の責めに帰すべき事由により、当行からなされた通知 又は書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達す べき時に到達したものとします。

- 第21条(報告及び調査) 1.借主は、当行が債権保全上必要と認めて請求したときは、信用 状態について直ちに報告し、また調査に必要な資料等を提供す るものとします。
- るものとします。 2.借主は、信用状態について重大な変化を生じたとき、又は生じる おそれのあるときは、当行から請求がなくても遅延なく報告する ものとします.

第22条(規定の変更)

- 322条(規定の変更)
 1. 当行は、当行所定の本支店の店頭への表示その他相当の方法
 で公表することにより、本規定を変更できるものとします。
 2. 前項による変更後の規定は、公表の際に定める相当な期間を
 経過した日以降の取引から適用されるものとします。
 3. 前項の相当期間経過前であっても、借主がこの取引を行ったと
 きは、当行は、借主が変更事項及び新規定を承認したものとみ
 なし、第1項による変更後の規定を適用します。
 \$23条(令聲聲)

第23条(合意管轄)

- 1.基本契約、及び基本契約に基づく借主と当行の諸取引の契約 準拠法は日本法とします。 2.この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店又は 支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合 意します。

第24条(反社会的勢力の排除)

- 2.4年(収在宏的勢力の排除) 1.借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋 等、社会運動等標まプゴロマは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと た及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将 来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関
- (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用 していると認められる関係を有すること。

- していることのあれる関係を有すること。 (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 2.借主は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為。 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (4) 法的な責任を超えたへ当な要氷行為。 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。 (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を 毀損し、又は当行の業務を妨害する行為。 (5) その他前各号に準ずる行為。